

75歳以上(一定の障がいがあると認定された65歳以上)の方へ 後期高齢者医療制度(長寿医療制度)だより

保険料の納め方

保険料の納め方には「年金からのお支払い(特別徴収)」と「納付書・口座振替によるお支払い(普通徴収)」の2つの方法があります。

年金 からお支払いとなります。

特別徴収

▶手続きの必要はありません。
なお、次の方は特別徴収に該当せず、普通徴収となります。

- 受給している年金額が、年額18万円未満の方。
- 介護保険と合わせた保険料が年金支給の半分を超える方。

※この制度に加入してからおよそ半年間は、年金からのお支払いができません。
「納付書」や「口座振替」でお支払いください。

普通徴収

納付書・口座振替 によるお支払いとなります。

- ▶国民健康保険料を口座振替していた方でも、自動的に継続されません。
あらためて手続きが必要です。
- ▶納付書でお支払いの方は、口座振替に変更することができます。

保険料の納め忘れはありませんか？

納付書払いでの保険料の納め忘れが多発しています。保険料額決定通知書(納入通知書)を、再度ご確認ください。

問い合わせ先／役場保健福祉課医療保険係 ☎482-2935 (課直通)

全国健康保険協会からのお知らせ

全国健康保険協会(協会けんぽ)北海道支部の健康保険料率が、本年3月分(4月納付分)から**9.60%**(現行9.42%)に変わります。

協会けんぽの財政状況は、累積赤字を抱える中、毎年続く医療費の増加と、厳しい財政状況を反映して保険料収入の基礎となる賃金水準が落ち込んでいることなどから、非常に厳しい状況となっています。

北海道支部は、加入者1人当たりの医療費が高いことから、保険料率も全国一高くなっており、皆さんの健康づくりが重要です。

詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。協会けんぽ北海道釧路保健福祉事務所支部までお問い合わせください。

□問い合わせ先

全国健康保険協会北海道支部 ☎011-726-0352

全国健康保険協会(協会けんぽ)ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

統計調査員を募集しています

町では、国や道、町が行う統計調査に従事する「登録調査員」を募集しています。

統計調査員とは

皆さんに最もなじみがある統計調査といえば「国勢調査」かと思いますが、そのほかにも統計調査は数多くあり、ほぼ毎年、何らかの統計調査が行われています。

統計調査により得られた統計情報は、国はもとより、都道府県や市町村の行政施策立案のための基礎資料や、学術研究の資料となる重要なものです。「少子高齢化社会」や「完全失業率」も、統計調査により得られた結果です。

この各種統計調査の調査対象の世帯や事務所などを訪問して、調査票の配布や回収などをしていただく方を統計調査員といい、統計調査事務の最も重要な部分を担っていただくことになります。

統計調査員の仕事

- 調査員説明会に出席／調査員としての仕事の説明を受けます。

- 調査票の配布・回収／調査対象の世帯や事務所などを訪問し、調査票を配布します。後日、再訪問し、調査票を回収します。

- 調査票の点検・整理／回収した調査票を点検し、記入漏れがないか確認します。

- 調査票などの提出／調査書類を道や町に提出します。



統計調査員に登録できる方

次のすべてに該当する方が、統計調査員に登録することができます。

- 町内にお住まいで、満20歳以上の方。
- 円満な人格で、調査に熱意があり、調査事務を忠実に遂行できる方。
- 警察や徴税などの事務に従事していない方。
- 選挙に直接関係しない方。
- 調査員としての職務上、不適当と思われる職業に就いていたり、経歴を持ったりしていない方。
- 調査で知り得た秘密の保護ができる方。

※統計調査員には統計法により、知り得た事柄は絶対に漏らさないという守秘義務が課せられています。秘密を漏らした場合には処罰されます。

※調査内容は、統計を取るためだけに利用されます。目的外に利用されないよう、徴税など税務事務従事者、警察官や興信所などの事務に従事している方は、統計調査員になることができません。

調査員の身分と報酬

調査の度に、国や道、町が任命する非常勤の公務員となります。任命期間は2～3カ月程度です。調査活動中に災害に遭った場合には、一般の公務員と同様に公務災害が適用されます。

また、調査の内容や受け持ちの件数などにより報酬が支払われます。調査の内容や件数にもよりますが、2～3万円くらいです。

仕事の紹介

統計調査員として登録していただくと、調査が実施される度に、町の統計担当職員から電話で連絡します。その際、都合が悪ければ断っていただいても構いません。ご自分の都合と合わせて、空いた時間を有効に活用していただくことができます。

ただし、調査の実施数や規模は、年によって異なりますので、年間を通じて仕事があるとは限りません。

登録期間

登録の期間は特に定められていません。

また、登録の申請は随時受け付けています。登録の辞退もいつでもできます。

登録を希望される方は、下記の問い合わせ先までお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ先

役場企画財政課企画係 ☎482-2913 (課直通)

町のホームページ <http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/O2sougou/15tyousei/10toukei/cyosain.html>